



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第52号 令和5年12月27日発行

目次

は県例規集登載
【人事委員会規則】

番号	表題	担当課名
	給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	
	通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	
	警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則	
	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	
	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

第一条 給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の二百以下」を「百分の二百十以下」に、「百分の百四十四」を「百分の百四十九」に、「百分の二百四十」を「百分の二百五十」に改め、同項第二号中「百分の百八・五」を「百分の百十三・五」に、「百分の百二十未満」を「百分の百二十五未満」に、「百分の百二十九・五」を「百分の百三十四・五」に、「百分の百四十四」を「百分の百四十九」に改め、同項第三号中「百分の九十七」を「百分の百一」に、「百分の百十七」を「百分の百二十二」に改め、同項第四号中「百分の八十八・五」を「百分の九十三・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百十二・五」に改める。

第二十八条の二第一項中「百分の四十七・五」を「百分の五十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

附則第三項中「百分の九十七」を「百分の百一」に、「百分の百以下」を「百分の百五以下」に、「百分の百十七」を「百分の百二十二」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改める。

第二条 給料等の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「（第一号子を除く。）」を削る。

第二十八条第一項第一号中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の二百十」を「百分の二百五」に、「百分の百四十九」を「百分の百四十六・五」に、「百分の二百五十」を「百分の二百四十五」に改め、同項第二号中「百分の百十三・五」を「百分の百十一」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十四・五」を「百分の百三十二」に、「百分の百四十九」を「百分の百四十六・五」に改め、同項第三号中「百分の百一」を「百分の九十九・五」に、「百分の百二十二」を「百分の百十九・五」に改め、同項第四号中「百分の九十三・五」を「百分の九十一」に、「百分の百十二・五」を「百分の百十」に改める。

第二十八条の二第一項中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

附則第三項を削る。

附 則

1 第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の給料等の支給に関する規則第二十八条第一項、第二十八条の二第一項及び附則第三項の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和五年十二月二十七日

徳島県人事委員会委員長 井内 秀典

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正す
 る。

別表第七のイ行政職給料表昇格時号俸対応表中

22
23
24
25
25
25
25
26
26
26

26
27
27
27
28

21
22
22
23
23
24
24
24
25
25
26
26
27
27

に、

30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38

39
39
40
40
41

29
30
30
30
31
31
31
32
32
32
33
33
33

34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
36
37

に、

38
39
40
41
41
42
42

43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49
50
50
50
50

51
51
51
51
52
52
52
52
53
53
53
53
53
53
54
54
54
54
55
55

55
55
55
56
56
56
56
56
56
57
57
57
57
58
58
58
58
58

58
59
59
59
59
を
37
38
38
39
39
40
40
41
42
43
44
45
45

46
46
47
47
48
48
49
49
49
49
49
50
50
50
50
50
51
51
51
51

51
52
52
52
52
52
53
53
53
53
53
54
54
54
54
54
55
55
55
55
55

別表第七の二医療職給料表(二)昇格時号俸対応表中

26
27
28
29
29
30
30
31

27
28
28
28
28
28
29
29
29
29
30
30

に改める。

28
28
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31

を

25
26
26
26
26
26
27
27
27
27
27

別表第七の八医療職給料表(一)昇格時号俸対応表中

26
26
27
27
27
27
28
28

41
42
42
42
42
42
43
43
43
43
44
44
44
44
45
45
45

に改める。

44
44
45
45
45
45
45
46

を

37
38
38
38
39
39
39
39
40
40
40
40
40
40
41

に、

38
38
39
39
40
40
41
41
41
42
42
43
43
43
44
44

37
38
38
38
38
38
38
39
39
39
39
39
40
40
40
40
40
41
41
41

31
32
33
33
33
33
33
34
34
34
34
34
35
35
35
36
36
36
36
37
37

42
42
42
42
42
42
43

を

25
26
26
26
26
27
27
27
28
28
28
29
30

36
37
37
37
37
38
38
38
38
38
39
39
39
40
40
40
41
41
41
41
41

28
29
30
31
32
33
33
33
33
34
34
34
34
35
35
35
36
36
36
36

18
19
19
19
20
20
20
21
21
22
22
23
23

に、

26
26
27
27
28

「	40	50	に、	46	40	49	45	62	「	59	に、	38	28	41	31		
	40			47	41	49	45			62		57	60	39	29	42	32
	40	47		41	49	45	62			58		60	39	29	42	32	
	41	34		47	41	49	45	に、		58		61	40	30	43	33	
	41			47	41	49	45			58		61	40	30	43	33	
	41			47	42	50	46			59		61	41	31	44	34	
	41			35	47	42	50	46		59		61	41	31	44	34	
	42			35	48	42	50	46		60		61	41	32	45	35	
	42			36	48	43	50	47		60		61	42	32	45	35	
	42			36	48	43	50	47		60		61	42	33	46	36	
	42			37	48	44	51	47		60		62	42	33	46	36	
	43			37	49	44	51	47		60		62	43	34	47	37	
	43			37	49	44	を	48		61		62	43	34	を	37	
	43			38	49	45		48		61		62	43	35		38	
	43			38	49	45	37	48		61		62	43	35	に、	25	38
	44			38	49	45		48		61		62	43	36		26	39
	44			39	50	45		48		61		62	44	36		26	39
44	39		50	46	48	62		63	44	37	27	40					
44	39	50	46	49	62	63		44	37	27	40						
を	40	50	46	40	49	62		を	58	38	28	41					
	40	50	46	40	49	44		58	38	28	41						
	40	50	46	40	49	44		59	38	28	41						

別表第七のへ特定獣医師職給料表昇格時号俸対応表中

18
19
20
21
21
22
22

93
93
93
94
94
94
95
95
95

に改める。

87
88
88
88
89
89
89
89
89
90
90
90
90
91
91
91
92
92
92
92

82
82
83
83
83
83
83
84
84
84
84
85
85
86
86
86
87
87

92
93
93
93
93
94
94
94
94
95
95
95
96
を
81
82
82
82

87
87
88
88
88
88
89
89
89
89
90
90
90
90
91
91
91
92
92
92

82
82
82
82
83
83
83
83
84
84
84
84
85
85
85
86
86
86
87

62
63
64
65
65
66
66
67
67
68
68
69
70
71
72
73
74
75
に

43
44
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61

67
68
68
69
70
71
72
73
73
74
74
75
75
76
を
41
42
42
43

50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
65
66
66
67

別表第七のホ医療職給料表(三)昇格時号俸対応表中

42
43
44
45
46
47
48
49

40
40
41
41
41
41
41
41
42
42
42
42
42
42
43
43
43
43

に改める。

33
34
34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
40

33	68	64	59	50	40	30	別表第七のト高等学校等教育職給料表昇格時号俸対応表中	30	18	34	23
34	68	64	59	51	41	31		31	19	34	23
34	を	64	60	51	41	31		31	19	35	24
35		64	60	52	42	32		32	20	35	24
35	25	64	60	52	42	32		32	20	35	25
36	26	65	61	53	43	33		33	21	36	26
36	26	65	61	53	43	33		33	22	36	27
37	27	65	61	54	44	33		33	23	36	28
37	27	65	61	54	44	34		34	24	37	29
38	28	65	61	55	45	34		34	25	37	29
38	28	66	62	55	45	34		34	25	37	30
39	29	66	62	56	46	35		35	26	38	30
39	29	66	62	56	46	35		35	26	38	31
40	30	66	62	57	47	35		35	27	38	31
40	30	66	62	57	47	36		36	27	39	32
41	31	67	63	57	48	36		36	28	39	32
41	31	67	63	58	48	36		36	28	を	33
42	32	67	63	58	49	37		37	29		33
42	32	67	63	58	49	38	37	29	17	33	
43	33	67	63	59	50	39	38	30	18	34	

38

に改める。

26

27

28

29

29

30

68
69
70
71
に、
78
79
80
81
81
82
82
83
83
84
を
77
78

78
79
79
80
80
81
82
83
に改める。

別表第七のり公安職給料表昇格時号俸対応表中

70
71
72
73
74
75
76
77

77
78
78
79
79
80
を
69
70
70
71
71
72
72
73
74
75
76
77

78
79
に、
94
94
95
95
96
96
97
97
98
98
99
99
100
100
101
101

102
102
103
を
93
94
94
94
95
95
95
96
96
96
96
97
97
98
98
99

99
100
100
101
に、
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66

67
68
69
69
70
70
70
71
71
72
を
53
54
54
55
55
56
56
57
58

59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。
（経過措置）
- 3 令和五年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事

由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（規則六 一七）の一部を次のように改正する。

第八条の三中「本条」を「この条」に改め、同条第一号中「（条例第八条第二項第一号等に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び条例第八条第二項第二号等に定める額の合計額（以下「一箇月当たりの運賃等合計額」という。）が四万八千五百円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等合計額と四万八千五百円との差額の二分の一（その差額の二分の一が八千円を超えるときは、八千円）を四万八千五百円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第二号中「一箇月当たりの運賃等相当額」の下に「（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額をいう。）」を加える。

第十六条の二第一項中「第四項各号に掲げる」を「第四項に規定する特別料金等の額に相当する額に係る」に、「当該各号に定める」を「同項に規定する」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 職員が二以上の特別急行列車等を利用するものとして特別急行列車等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第八条第三項第一号等に規定する特別料金等の額に相当する額に係る通勤手当の支給単位となる期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第十七条の二第二項を次のように改める。

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第八条第六項等の人事委員会規則で定める額は、払戻金相当額（前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（事由発生月が支給単位期間に係る最初の月の前月である場合にあつては、支給された通勤手当の全額）をいう。）とする。

普通交通機関等と自動車等の併用者

規則第8条の3 第1号 第2号 第3号

別記様式の裏中

1箇月当たりの運賃等相当額又は運賃等相当額と自動車等の額との合計額が支給限度額を超える場合	支給
---	----

1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額	年 月 日改正

の合計額 円 年 月 日改正

限度額 円 × 箇月 = 円 年 月 日から 年 月 日まで 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3

円 ----- 円	「 普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第 8 条の 3 第 1 号 第 2 号 第 3 号 」
円	

1 箇月当たりの運賃等
相当額と自動車等の額
の合計額 円 年 月 日改正

年 月 日改正

円 ----- 円	「 」	
	3	第 1
	1 箇月当た 規則第 1 7	

「 条例第 8 条第 1 項」 他 「 条例第 8 条第 1 項等」 「
」

号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	年	月	
---	-------	-------	-------	---	---	--

りの運賃等相当額等の合計額が支給限度額を超えていた場合の
条の 2 第 2 項第 2 号の月数及び人事委員会の定める額

円	円	円	円
月	(算出基礎)	円	円

「
」

3

第 1 号 第 2 号 第 3 号 第 4 号 年 月

	田	

に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第八条の三第一号及び第二号、第十六条の二第一項及び第四項並びに第十七条の二第二項の規定は、令和五年六月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 適用日以前の事由により通勤手当を返納する場合における条例第八条第六項等の人事委員会規則で定める額（改正前の第十七条の二第二項第二号に掲げる場合に限る。）については、なお従前の例による。

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

第一条 学校職員の給料等の支給に関する規則（規則六（二四）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の二百」を「百分の二百十」に改め、同項第二号中「百分の百八・五」を「百分の百十三・五」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同項第三号中「百分の九十七」を「百分の百二」に改め、同項第四号中「百分の八十八・五」を「百分の九十三・五」に改める。

第二十七条の二第一項中「百分の四十七・五」を「百分の五十」に改める。

第二条 学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「（第一号チを除く。）」を削る。

第二十七条第一項第一号中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の二百十」を「百分の二百五」に改め、同項第二号中「百分の百十三・五」を「百分の百十一」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に改め、同項第三号中「百分の百二」を「百分の九十九・五」に改め、同項第四号中「百分の九十三・五」を「百分の九十一」に改める。

第二十七条の二第一項中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に改める。

附則第三項を削る。

附 則

1 第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の学校職員の給料等の支給に関する規則第二十七条第一項及び第二十七条の二第一項の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の管理職手当に関する規則（規則六（二七）の一部を次のように改正する。

別表第二の「行政職給料表中」「65,600円」を「65,800円」に改め、同表の「高等学校等教育職給料表中」「75,700円」を「75,900円」に改め、同表の「三小学校中学校教育職給料表中」「71,800円」を「72,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第二の規定は、令和五年四月一日から適用する。

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

第一条 警察職員の給料等の支給に関する規則（規則六 四〇）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の二百以下」を「百分の二百十以下」に、「百分の百四十四」を「百分の百四十九」に、「百分の二百四十」を「百分の二百五十」に改め、同項第二号中「百分の百八・五」を「百分の百十三・五」に、「百分の百二十未満」を「百分の百二十五未満」に、「百分の百二十九・五」を「百分の百三十四・五」に、「百分の百四十四」を「百分の百四十九」に改め、同項第三号中「百分の九十七」を「百分の百一」に、「百分の百十七」を「百分の百二十二」に改め、同項第四号中「百分の八十八・五」を「百分の九十三・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百十二・五」に改める。

第三十条の二第一項中「百分の四十七・五」を「百分の五十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

第二条 警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「（第一号トを除く。）」を削る。

第三十条第一項第一号中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の二百十」を「百分の二百五」に、「百分の百四十九」を「百分の百四十六・五」に、「百分の二百五十」を「百分の二百四十五」に改め、同項第二号中「百分の百十三・五」を「百分の百十一」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十四・五」を「百分の百三十二」に、「百分の百四十九」を「百分の百四十六・五」に改め、同項第三号中「百分の百二（）」を「百分の九十九・五（）」に、「百分の百二十二」を「百分の百十九・五」に改め、同項第四号中「百分の九十三・五」を「百分の九十一」に、「百分の百十二・五」を「百分の百十」に改める。

第三十条の二第一項中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

附 則

1 第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の警察職員の給料等の支給に関する規則第三十条第一項及び第三十条の二第一項の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（規則六 四二）の一部を次のように改正する。

別表第二の三公安職給料表中「119,100円」を「119,400円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第二の規定は、令和五年四月一日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（規則六 六八）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 415,600	円 369,500	円 309,200	円 50,000	円 51,100
1 年 以 上 2 年 未 満	415,600	369,500	309,200	50,000	51,100
2 年 以 上 3 年 未 満	415,600	369,500	309,200	50,000	51,100
3 年 以 上 4 年 未 満	415,600	369,500	309,200	50,000	51,100
4 年 以 上 5 年 未 満	415,600	369,500	309,200	45,000	51,100
5 年 以 上 6 年 未 満	415,600	369,500	309,200	40,000	51,100
6 年 以 上 7 年 未 満	415,600	369,500	309,200	35,000	49,300
7 年 以 上 8 年 未 満	415,600	369,500	309,200	30,000	47,500
8 年 以 上 9 年 未 満	415,600	369,500	309,200	26,000	45,700
9 年 以 上 10 年 未 満	415,600	369,500	309,200	22,000	43,900
10 年 以 上 11 年 未 満	415,600	369,500	309,200	18,000	42,100
11 年 以 上 12 年 未 満	415,600	369,500	309,200	14,000	40,300
12 年 以 上 13 年 未 満	415,600	369,500	309,200	10,000	38,500
13 年 以 上 14 年 未 満	415,600	369,500	309,200	6,000	36,700
14 年 以 上 15 年 未 満	415,600	369,500	309,200	3,000	35,300
15 年 以 上 16 年 未 満	415,600	369,500	309,200		33,900
16 年 以 上 17 年 未 満	411,200	365,500	305,900		32,500
17 年 以 上 18 年 未 満	406,800	361,500	302,600		31,100
18 年 以 上 19 年 未 満	402,400	357,500	299,300		29,700
19 年 以 上 20 年 未 満	398,000	353,500	296,000		28,300
20 年 以 上 21 年 未 満	393,600	349,500	292,700		26,900
21 年 以 上 22 年 未 満	375,700	333,800	279,700		26,300
22 年 以 上 23 年 未 満	355,900	316,600	265,700		25,700

23年以上24年未満	336,600	299,900	252,200		24,700
24年以上25年未満	317,200	283,000	238,300		24,100
25年以上26年未満	297,700	266,100	224,600		23,500
26年以上27年未満	275,000	245,300	207,000		22,900
27年以上28年未満	252,800	224,900	189,900		22,300
28年以上29年未満	230,400	204,500	172,600		21,500
29年以上30年未満	207,600	183,700	155,000		21,200
30年以上31年未満	182,800	161,800	137,000		20,800
31年以上32年未満	157,900	139,900	118,700		20,200
32年以上33年未満	133,300	118,200	100,800		19,300
33年以上34年未満	97,500	88,200	76,200		18,400
34年以上35年未満	62,200	58,400	51,900		17,700

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、令和五年四月一日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則六 七五）の一部を次のように改正する。
別表第二の一行政職給料表中「117,100円」を「117,500円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第二の規定は、令和五年四月一日から適用する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和五年十二月二十七日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七 一）の一部を次のように改める

別表第二の二十六中「期間」の下に「（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内はこの特別休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあつては、六月から十月までの期間）」を加える。

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。